

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 1 日現在

機関番号：12102

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26380121

研究課題名(和文) 倒産手続における目的物の変動した債権の効力貫徹に関する研究

研究課題名(英文) A study of the effect of rights which changed the objects in liquidation

研究代表者

直井 義典 (NAOI, Yoshinori)

筑波大学・ビジネスサイエンス系・准教授

研究者番号：20448343

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究においては、担保目的物が担保権設定後に変動した場合に倒産手続においていかなる効力が認められるのか、代替可能物の担保化の要件・効果につきフランス法を検討した。その結果、当事者意思による代替可能性の付与を認めることで取引の安全が害されること、金銭の担保化が倒産手続内で有する効力についてはフランスでも明らかとはなっていないこと、フランスでは基本的には裁判所の監督下での当事者による質権実行により担保目的物が変容するが倒産手続ではそれは停止されることが、明らかとなった。

研究成果の概要(英文)：In this study, I examined the requirements of affection and the effects of the security interest which the object is fungible goods in the French law, and showed the effects of the security interest in liquidation when the objects are changed after the affection. In consequence, it proved that the approval of the fungibility by the consent of the parties will threaten the security of the transactions, and that the effect of the pledge of money in liquidation is uncertain in France. In France, generally, the objects of security interests will change through the enforcement of security by the pledgee under the control of court, but the private enforcement is prohibited in liquidation.

研究分野：民法

キーワード：質権 倒産 不法行為

1. 研究開始当初の背景

(1) 経済情勢の悪化による世界的な倒産件数の増加により、倒産の者の債権者をはじめとする権利者相互間での債権回収をめぐる争いが激しさを増している。

研究代表者は従前から、債務者倒産時に優先的な救済を受けることができる権利について研究を進め、この研究を通じて、優先的救済を受ける権利は大きく分けて、物権としての効力を維持しているために優先的救済を受けるものと、債権ではあるが特別に優先的な地位を認められるものに分かれるとの認識に至った。

(2) 前者については、物権の保持される範囲の問題であることから、目的物変動時の物権の効力についての検討、具体的には物上代位の妥当範囲・要件の問題の検討を加えていた。もっとも、代替可能物の担保化を認めたフランスの2006年担保法改正や信託については、研究が翻訳や条文解釈レベルにとどまっております。物上代位論に与える影響など、理論的な分析は不十分な状況にあった。しかしながらとりわけ代替可能物の担保化は動産・売掛金担保融資(ABL)に関する問題の一環としてわが国でも議論が進展しつつある問題であり、フランス法について検討することには意義があった。またこれに関連して、集合物の譲渡担保における物上代位の妥当範囲に関する最高裁決定を分析したところ、営業の継続性と物上代位のか人が関連付けられており、集合物条に担保物権の効力が及ばなくなることが物上代位の成立要件と考えられた。しかし、集合物条の担保が個々の構成物の変動にもかかわらず効力を維持し続けること自体を物上代位によって説明する学説もフランスでは以前から有力であり、集合物条の担保物権と物上代位との関係については、物上代位の定義論の見直しから得られるものがあるのではないかと考えられる状況にあった。

担保目的物の流動化を極度に推し進めた場合、金銭債権あるいは金銭そのものの担保化の問題が生じてくる。わが国の金融実務では特に預金債権の担保化、特に質入が問題であり、すでに一応の検討が加えられていた。しかし、質権そのものについての議論自体が従来は活発ではなく、預金債権の担保化については債権質権者の有する地位について再検討した上で構成を見直すことが求められていた。

(3) 後者については、従来は物権が債権化した場合には倒産手続内での優先弁済効は失われるということが比較的単純に述べられることも多かったが、金銭盗取時の被害者の地位に関するドイツ法における価値追跡論やアメリカ法における中間最低残高ルールの紹介を通じて、上記のような単純な処理には再検討が迫られていた。研究代表者は、物権が債権化しない場合とはどのような場合であるかについて、添付の場合の取戻権と共

有物分割方法とについて検討を加え、これらの原因によって償金請求権が発生する場合であっても、不当利得返還請求権として位置付けられている償金請求権を倒産手続内で単なる債権としては扱わない方策を検討し、それと同時に添付の成立を回避することによって償金請求権を発生させないようにしていることがあるとの指摘を行っていた。また、明文規定によって倒産手続における優先的弁済を確保する制度としては代償的取戻権があり、この制度に就いては物上代位権との関係も含めてすでに検討がなされていたところである。

他方、倒産法学説では、不法行為に基づく損害賠償請求権の倒産手続における取扱いが、太洋デパート火災などを契機として旧法時代から議論されてきた。近時、会社更生においては、平等原則を衡平の見地から修正することや弁済許可を活用することが説かれていた。しかしこれらはいくまでも具体的事例の解決に際して個別に採用される手法であって安定性を欠くという欠陥があることから損害賠償請求権が倒産手続内で占める位置づけについての検討が要請される状況にあった。

2. 研究の目的

目的物の姿態変化にもかかわらず倒産手続内で優先的な弁済を受け得るための要件を明らかにするという問題意識から、本研究の目的は以下の3点におかれた。

第1に、フランスの2006年担保法改正における代替可能物の担保化や信託財産の位置づけに関する検討を行い、物上代位論の妥当領域やABLにおける在庫から売掛金へと担保目的物の変動する局面の理論的説明の素材とすることである。

第2に、金銭債権や金銭そのものの担保化について検討するための基礎的作業として、権利質権者の有する権限ならびにその対抗要件について従来の学説を再検討することである。

第3に、不法行為に基づいて発生した損害賠償請求権を中心として、倒産手続内で債権が有する地位につき検討することである。その際、優先権付与の手法としていかなるものがあるのか、立法論も含めて検討を加え、そうした立法論が支持されるためにはいかなる要素が当該債権に備わっていることを要するのかを分析する。

3. 研究の方法

(1) まず、フランスの目的物流動型担保について2006年担保法改正の趣旨・運用状況に主眼を置いた検討を、2006年改正法の草案・教科書・判例・裁判例を利用して行うこととする。このうち、判例・裁判例については破毀院判例を中心としたインターネットに公開されているものに加え、Dallozなどの商業雑誌を中心に収集する。この作業を行う

にあたっては、わが国でも譲渡担保と信託との関連性が 20 世紀の初頭から指摘されており、フランスにおいても 2007 年に信託（フィデューシー）が導入されてその後も引き続いて法文の改正が行われていることから、信託に関する教科書の記述も参照する。

(2) 権利質権者の有する権限についての検討作業として、フランスにおいて質権がどのような権利として理解されているのか、民法上の議論のみならず商法上の議論も含めて、教科書や雑誌論文を用いて検討する。

その上でこうした質権の一般論が代替可能物を目的とする動産質や金銭債権を目的とする権利質についていかなる変容を見せるのかを検討すべく、債権譲渡の手法による債権担保化を可能としたダイイ法などの特別法に関する教科書や雑誌論文の記述を検討する。

また、同様の問題がわが国でどのように考えられてきたのか、預金債権の担保化（質入ならびに譲渡担保化）に関する議論が比較的進んでいることから、この問題を取り扱う論文を検討する。

(3) 倒産手続における不法行為請求権の処遇について、従来のがわが国における判例・学説の議論を分析するとともに、倒産手続内での他の債権の処遇との比較を行う。破産の場合について言えば、取戻権・別除権の認められる債権とそれが認められない債権との差異について検討することから始める。

4. 研究成果

(1) フランスにおいては 2006 年担保法改正によって代替可能物の担保化特に質入れが可能となった。代替可能物概念が争われた判例・裁判例を分析した結果、破産院は代替可能性をきわめて緩やかに認める傾向にあるものの、これが事実審の専権事項であるために統一的な基準は示されておらず、例えば薬品の場合には効能・分子構造・有効期限・ロット番号等のどこまでの同一性を求めるかによって代替可能性の有無が異なる。また、担保法において、代替可能性は担保権設定当事者の合意によっても肯定されるものとの見解が支持されている。このことの原因としては、契約法においては主として特定履行が問題となるのに対して、担保法においては価値の把握に主眼が置かれているためと考えられた。しかし、このように設定当事者の主観によって付与された代替可能性を第三者にも対抗できるかは別問題である。この点について破産院は代替車に対抗可能と判示したものの、有力学説はこぞって批判的である。

また、代替可能性と物上代位との違いについては従前の担保目的物の消失と新たな担保目的物の獲得との間の牽連性の有無によって判断する見解が有力ではあるが、目的物の特定性ゆえに物上代位で説明可能とする見解も見られる。

代替可能物の質入れについては占有移転型のほかに占有非移転型のものが認められており、後者では質権の公示が第三者対抗要件とされた。このことは、従来からの占有移転型担保としての質権の位置づけに大きな変化をもたらすものである。また、占有移転型では質権の目的物について分別管理義務を課すことによって、質権の目的である代替可能物が質権者の所有物と混和することによって質権が消滅することがないようにされている。しかしこの分別管理義務は当事者の合意によって免除可能とされており、この場合は代替可能物の所有権が質権者に移転するものと解されることとも相まって、果たして質権設定があると言えるのか、信託譲渡があるというべきなのではないかが疑問視されている。破産院は所有権の所在についてはそれほど重視することなく質権設定と解している。

(2) 動産質の実行に関しては、フランス法が流質を明文で認めたことが目につくが、禁止規定のあった旧法下においても、債権者が流質を通じて暴利を得る恐れがあるというのでない限り流質は禁止されないとの見解が有力だったのであり、わが国でも清算義務を課すことで流質を認めることは可能と考えられる。ただ、その際にはフランス法と同様に設定者ならびに設定者の一般債権者を保護する方策を講じる必要があるものであり、質物の客観的評価の保証と債権者の不当利得防止の確保が要請される。これは鑑定人による評価制度と清算金の支払い義務とによって制度化されている。

他方でフランスでは強制売買条項は禁じられている。質物の処分は民事執行手続を介してなされなければならないことを理由とする。ねっとね、民事執行手続とは言っても裁判所が主体となって手続を進行するのではなく、裁判所は手続の公正さを確保する役割を有するにとどまり、設定者による任意売却が認められているように担保権設定の当事者が主体となって手続が進行するのである。この点で、裁判所が主体となって執行手続を進めるわが国とは位置づけが異なっており、フランスにおける方が裁判所外での実行を可能とする非典型担保利用へのニーズは少ないものと評価できそうである。逆に言えば、わが国においては担保権実行手続が煩雑に過ぎることから非典型担保が利用されている側面があるのではないかと考えられる。

(3) 質権の設定方法として遺言は認められるか。この問題は質権設定契約が要物契約であるのか諾成契約であるのかに関わり、諾成契約であるとする契約成立時と効力発生時、すなわち質物の占有移転時との間に時間差がある場合には、目的物の変動が生じることも考えられる。

旧民法典では一定の目的であれば遺言による抵当権設定・不動産質権設定が認められ

ていたが、動産質・権利質については規定を欠いていた。これは、内容に変化は見られるものの、ベルギー抵当権法に遡ることの規定である。同法では、遺言による抵当権設定は、一般抵当権を廃止する目的で導入されたのだが、学説上は利用目的を制限しない考え方も主張されていた。

わが国の学説で遺言による抵当権・質権の設定を取り上げるものは多くないが、これを否定する見解として、遺言法学説と担保法学説のいずれからも、遺言によっては単独行為のみが可能であり担保権設定は契約であるから認められないとするものがあるのが目につくくらいである。しかしこうした理由づけに説得力があるとは考え難く、遺言信託による質権設定も可能と考えられることから、遺言による質権設定は認めてよいものと考えられる。

(4) 代替可能物の最たるものが金銭であるが、金銭の担保化にあたっては、混和の可能性に差異があるため、通貨と預金とを分けて論じるのが適切である。フランスの改正担保法はこれを受けて、預金をさらに流動性を維持している預金通貨の質入れと閉鎖預金口座に入金されている一定額の預金通貨を目的とする質権とに分ける。

通貨の担保化は質権の一種として位置付けられていたが、所有権が移転する点で非典型の質権であると説明されていた。しかし、所有権移転型の質権という考え方には学説からの強い反発が見られた。この点につき、2006年改正担保法では所有権移転型質権が明文を持って規定され、通貨の担保化は書面を作成すれば可能であることが明らかとされた。担保権の実行方法は法定相殺である。設定者に倒産手続が開始された場合、観察期間内は質権実行ができないが、相殺は認められている。清算手続に入ると質権実行が可能とされる。

預金通貨の担保化においては、代替可能物の混和という問題を回避することができる。そして担保権者に金銭の処分権原が与えられていることから、預金は債権ではなく債権質ではないとの性質決定がなされている。

閉鎖預金口座の担保化の方法としては、質権設定と担保信託の2つの方法が考えられる。質権が設定された場合、質権者には分別管理義務が課されるものの講座が管理されることでこの要件は満たされるから、金銭の所有権は質権者には移転しない。これに対して担保信託の場合は所有権が担保権者に移転することとなる。ここでも実行方法は相殺であるが、流質は禁止規定が存在していた旧法の時代から肯定されていた。

流動口座の担保化は明文で債権質によることとされる。

(5) 不法行為に基づいて発生した損害賠償

請求権の倒産手続内における処遇について、解釈論としては破産債権・再生債権・更生債権として扱うよりない。そこで立法論としていかなる構成が考えられるかが問題となるが、まずこうした債権を倒産手続内で優先的に弁済することを正当化する根拠としては、法益の重大性、保険金請求権が発生する場合にはその発生と不法行為との間の牽連性、被害者による加害者への信用供与の欠如が挙げられる。その上で種々の方法を検討することとなるが、民事再生法85条5項等の少額債権としての扱い、請求権額の水増し、日免責債権としての扱い、直接請求権の付与、債権者代位権の行使、先取特権等の担保物権の付与、問屋破産の法理の類推による取戻権の付与、信託・基金の設定といった方法が考えられる。こうした中で、直接請求権の付与と先取特権の付与とが立法論としては特に検討するに値する。

もっとも、第三債務者が存する場合に被害者に先取特権を付与したとしても、第三債務者による加害者への弁済、加害者の一般債権者による第三債務者に対する請求権の差押え、加害者の倒産手続開始といった要因によって、被害者が優先的な弁済を受けられないこともある。そこで保険法22条、自賠法16条、民法613条等を分析した結果、被害者の数、第三債務者の存在の被害者への明確性、加害者の有する弁済請求権限の制限等を加味して、先取特権構成と直接請求権構成がおおむね適切に使い分けられていることが判明した。また、加害者が第三債務者に対して有する請求権の譲渡・担保化・差押えについては個々の規定によってその可否が決められているが、こうした請求権の有する目的が被害者の救済にあるか否かによるものと分析された。立法論としても以上の要素を考慮することが求められる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 6件)

直井義典、フランスにおける代替可能物の担保化、筑波ロー・ジャーナル17号73-102頁、2014年、査読無

直井義典、動産売買先取特権の物上代位(1)、『民法判例百選(第7版)』158-159頁、2015年、査読無

直井義典、フランスにおける動産質権の実行、筑波ロー・ジャーナル19号25-60頁、2015年、査読無

直井義典、遺言による質権の設定について、筑波ロー・ジャーナル20号149-171頁、2016

年、査読無

直井義典、倒産手続における不法行為に基づく損害賠償請求権の処遇に関する序論的考察、筑波ロー・ジャーナル 21 号 153-168 頁、2016 年、査読無

⑥直井義典、フランスにおける金銭上の担保権の効力について、『市民生活と現代法理論』143-164 頁、査読無

〔学会発表〕(計 0 件)

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

取得状況(計 0 件)

〔その他〕

ホームページ等
なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

直井 義典 (Naoi, Yoshinori)

筑波大学・ビジネスサイエンス系・准教授

研究者番号：20448343